

小川・鶴間地区の住居表示決定までの経過のお知らせ

住所整理事業を実施していくために、「新設する町区域及び町名」が決定するまでの経過を下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

記

1. 2012年に次期住所整理実施地区の選定を行い、2016年に小川・鶴間地区を実施することといたしました。
2. 小川・鶴間地区の実施にあたりましては、実施区域の町内会・自治会と商店会やNPOの代表者及び、区域に隣接する町内会・自治会の代表者合せて20人による「町田市町区域の新設に関する市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)」を開催し、新町区域や新町名を検討していただきました。(計5回)
3. 市民懇談会での検討内容は、町内会・自治会の回覧で4回お知らせすると共に、町田市公式ホームページで5回お知らせいたしました。
4. 市民懇談会でまとめていただいた内容をもとに、市の案として2015年3月20日の「町田市住居表示整備審議会」へ諮問し、原案どおりの答申を得て、2015年6月2日に、新設する町区域及び町名の案として公示いたしました。
5. 上記案に対して区域内の方から、2015年6月29日に、住居表示に関する法律(以下「法」という。)第五条の二第2項の規定に基づく変更の請求書が提出されました。要旨は、「南町田」の名称に替わり「鶴間の地名が残る様に」求めているものです。
6. 当該変更の請求書は、署名し押印したものの数が50名以上であることを選挙管理委員会により確認し、法第五条の二第4項の規定に基づき当該変更の請求の要旨の公表については、2015年7月10日に告示いたしました。
7. 第79号議案(町区域の新設及び変更について)は、当該変更の請求書を添えて、2015年8月20日に提出いたしました。
8. 2015年10月6日の第3回町田市議会定例会において、法第五条の二第6項の規定に基づき公聴会を開かなければ議決できないことから、継続審査となりました。
9. 2015年11月6日午前に公聴会が開催され、市議会議員が審査の参考とするため、反対者3名(うち1名は当日欠席)、賛成者3名の方々からご意見を伺うとともに、質疑応答しました。

【 裏面あります。 】

10. 2015年11月6日午後から、町田市議会建設常任委員会が開催されました。
公聴会を受けて、町谷町内会への経過説明が不足しているとの指摘があり、継続審査となりました。
11. 2015年11月22日に、町谷町内会820名の会員の皆様を対象として、これまでの経過報告会を開催しました。当日は31名の参加がありました。
12. 2015年11月30日に、町田市議会建設常任委員会が開催されました。
町谷町内会で行なった報告会の概要と、参加された方からのご意見を報告した結果、第79号議案（町区域の新設及び変更について）は、否決となりました。
13. 2015年12月10日に、第4回町田市議会定例会が開催されました。
建設常任委員長の報告後、市の案である第79号議案（町区域の新設及び変更について）は可決となりました。
その後、第79号議案に対する附帯決議が「本事業を実施するにあたっては、地域の分断及び自治活動に支障をきたす事は避けるべきである。よって行政は、地域住民に対して、更なる周知徹底を最大限行い、説明責任を果たされたい。」という内容で可決されました。

年 月	内 容
2012年8月	次期住所整理実施地区の選定決定
2014年11月～ 2015年1月	「町田市町区域の新設に関する市民懇談会」（計5回） 町内会・自治会へ検討内容の回覧依頼
2015年2月	市民懇談会での報告書を市長へ提出
2015年3月20日	町田市住居表示整備審議会へ諮問し、原案どおり答申を得る
2015年6月2日	新設する町区域及び町名の案を公示（広報掲載）
2015年6月29日	変更の請求書の受付
2015年7月10日	変更の請求書の要旨を告示
2015年10月6日	第3回町田市議会定例会 継続審査
2015年11月6日	公聴会の開催
	町田市議会建設常任委員会 継続審査
2015年11月22日	町谷町内会へ経過報告
2015年11月30日	町田市議会建設常任委員会 否決
2015年12月10日	第4回町田市議会定例会 市の案を可決

※市民懇談会や報告会の概要については、町田市公式ホームページでご覧いただけます。
[トップページ](#) > [暮らし](#) > [住まい・道路](#) > [都市づくり](#) > [住所（地番）整理](#)
 > [小川・鶴間地区で住所整理を計画しています（2016年7月予定）](#)

【問合せ先】 町田市役所 土地利用調整課 土地利用係
 電話：042-724-4254
 受付時間 平日 8:30～17:00